パブリックコメント手続結果

1 案件名: 「門真市第2期障がい福祉計画(素案)」

2 実施機関(担当所管課)

(1)名 称:福祉推進部 障がい福祉課

(2)電話番号: 06-6902-6154(直通)

3 概況

意見等募集期間 : 平成 21 年 2 月 1 日(日)~同年 2 月 20 日(金)

結果資料公表場所: 門真市ホームページ、情報コーナー

4 受付した意見等の件数

合計 5件(延べ15件)

※一回の提出で複数項目に意見をいただいたものを分けて延べ件数として()に記載。

※いずれも門真市民(身体障がいのある人 2名、知的障がいのある人の家族 3名)からの提出。

5 意見等に対する考え方

意見等の概要	意見等に対する考え方	件数
A グループホーム・ケアホームについて		2件
知的障がいのある人の居住系サービスの	グループホーム・ケアホームの見込量	
見込量について、施設入所から地域生活への	については、利用実績や福祉施設の地域	
移行でグループホーム・ケアホーム目標値が	移行希望調査を元に算出しましたが、障	
10人とあって(P43)、居住系サービス(P57)	がいのある人の自立した地域生活にと	
の 23 年度見込量の 13 人という増加数は少	って重要な事業であり、地域移行センタ	
ないのでは。この中に移行される方 10 人が	一の整備を予定している市内事業所に	
含まれているとしたら、元から地域で暮らし	協力を求め、知的障がいのある人の目標	
ている方のグループホーム・ケアホームへの	値を第1期計画に近い数値まで引き上	
居住が極少数であると読み取った。	げることにしました。(計画 P57■居住	
(知的障がいのある人の家族)	系サービスの見込量を修正。)	
実績、見込み数とも合算で表記されている	グループホームとケアホームの数値	
が、別々に表記できないか。体系的に介護給	を分けて表記することについては、一つ	
付と訓練等給付の区別があり、利用できる人	の事業所が両方の事業を運営している	

も区分認定により区別されている。

市内に入所施設がない中で、重度の人にとって、保護者の支援が途絶えた時、顔見知りがたくさんいる近隣で暮らしていけるようケアホーム整備を急いで取り組んでほしい。 (知的障がいのある人の家族)

ケースが多く、ケアホームを利用できる 障がい程度区分の人がグループホーム に入居するケースもあることから、利用 者ニーズに柔軟に対応していくために も合算表記としています。

B 短期入所事業について

障がいのある人には短期入所で宿泊体験をしていかないとグループホーム・ケアホームへの段階に進めない。少しでも早く短期入所から体験して日常生活の幅を広げていかないと、いつまでも親と一緒では老々介護まっしぐらになってしまう。市内に利用しやすい短期入所の事業所が参入することを早急に望む。 (知的障がいのある人の家族)

門真市が乙地なので、市内に短期入所事業 所が少なく利用しにくいため、他市の事業所 を利用するのは当然ながら不便。また、障が いの重い人が利用する場合、1対1の対応な らば利用できる確率が低く、利用する人がな かなか増えないことが実績数値として出て いる現状ではないか。

(知的障がいのある人の家族)

第2章で、市に知的障がいのある人が利用できる短期入所や移動支援などのサービス提供事業所等の数値なども入れてほしい。サービス利用の支給を受けていても、市内には対応できる事業所が少なく、ヘルパー数も足りず利用しづらい現状がある。

(知的障がいのある人の家族)

3件

短期入所は、介護者の疾病等による利用を想定しているため、グループホーム・ケアホーム利用のための体験的利用の支給決定はしていませんが、市内事業所に協力を求め、別の事業として体験入居ができるよう調整していきます。(P56に文言追加。)

現在の事業所数については第4章の各 サービスの確保策に記載していますが、 身近に短期入所のサービス提供事業所 が少ない中、サービスの充実について市 内事業所に協力を求めていきます。

C 行動援護について

市内に行動援護のサービス提供事業所がないため、他市では利用しにくいと思う人や、市からわかりやすい情報の提供が充実していないからか周知できず、行動援護の範囲内で利用できるにもかかわらず社会参加の範囲が狭いままの障がいの重い人がまだ多いため、実績数値が低いのでは。

移動支援の利用が伸びたように行動援護 についても周知を進め、乙地が撤廃されて市 内へサービス提供事業所が参入するのを希 望する。

また、サービス内容について他市と格差の ないよう足並みを揃えたサービスをしてほ しい。 (知的障がいのある人の家族)

D 相談支援について

移動支援や行動援護のサービスを利用しているが、障がいの特質(こだわり)が出てきて、自己決定と自己選択の基本理念に基づけようとすることが本人にとってベストなのか、どこからがわがままなのかはっきりわからず親として四苦八苦の毎日。きめ細かなケアプランを取り入れたサービス利用計画作成をしてもらった方がよいのではと思っている。 (知的障がいのある人の家族)

障害者自立支援法による新しいサービスの情報提供については、広報紙やホームページ等媒体の他、相談支援事業所との連携や、出前講座、障がい者団体との懇談等、障がいのある人やご家族等に直接関わる機会を活用し、周知に努めたいと考えています。(P67「②相談・情報提供体制の整備」をご参照ください。)

1件

サービス利用計画作成については、パブリックコメント開始後に国が対象者の拡大に関する方向で検討を始めましたが、具体的な対象者の考え方について提示がありません。

市計画(素案)では、第1期計画の目標値を下方修正しましたが、国の方針を受けて目標数値の設定を見直し、第1期計画策定時の目標値を踏襲することとしました。(P58■相談支援(サービス利用計画作成)の見込量を修正。)

E 計画の文言等に関するご意見

第4章の門真市障がい者自立支援協議会 サブ協議会図について、在宅で他市の作業所 などに通われている方(当事者・家族)の意 見を吸い上げる所はどこにあてはまるのか。 その窓口も含めた図にしてほしい。

(知的障がいのある人の家族)

第3章 基本的な考え方では、基本理念のひとつに「地域生活移行や雇用・就労支援等の課題に対応した体制の整備」とあり、これの促進はとても大事なことだと理解しているが、元から地域で暮らしている人のことがあまり触れられていないような気がする。

(知的障がいのある人の家族)

F その他の意見

障がい者政策の問題点について、障がい者が住んでいる地区により便利・不便は違う。また、生活環境は 1 人で住んでいるか、障がい者がいる、あるいは障がい者のみの世帯か。障がいの程度にもよるが、サポートする人が老いた親であれば無理ではないか。

障がい者の地域(どこに)別・家庭環境(家族構成・移動手段)という観点からの分布図を早急に作成し、内容を市のホームページで随時更新掲載を。また、第一に家族(サポートする者)の声を聞くより、障がい者本人の声を聞いて、今本人が直面している問題と将来の不安を解消する方が本当の障がい福祉政策なのでは。

オレンジバス(事務局注:市内巡回バス) を1日も早く地下鉄門真南駅へ行くことを 市内に3ヶ所ある相談支援事業所は、 障がいのある人に関するさまざまな相 談に応じています。門真市障がい者地域 自立支援協議会の運営の中核も担って いますのでご利用ください。(P60·61)

基本理念は、国の指針に基づいています。障がいのある人すべてに対応したもので、施設入所者や長期入院の方のみを対象とした考え方ではなく、元から地域で暮らしている障がいのある人も含め、雇用・就労等サービス基盤の整備に取り組んでいきます。

5件

計画素案の文言等にかかる直接的な ご意見ではありませんが、5件のご意見 をいただきました。

障がいのある人ご本人やご家族の声を聞いて施策を考えていくことはとても大切なことです。ケースワークの中でニーズ把握に努めていきます。

また、制度の周知やサービスの充実に 向けて取り組んでいきたいと考えてい ます。 希望。障がい者(車椅子常用者)2名では乗車拒否される。障がい者のみが利用可能とすることを希望。その際障がい者手帳の提示を義務付け、提示がない場合は有料とする。

(身体障がいのある人)

新体系移行について、法のもと小規模作業 所から(社福)小規模通所授産施設を設立し たにもかかわらず、今度は障害者自立支援法 による新体系移行と、法律がころころ変わっ てついていけない。新体系移行するための施 設の土地・建物の資金や立地(近隣住民の理 解)条件など移転問題が施設側と保護者に大 きくのしかかっている。

(知的障がいのある人の家族)

重度率が低下傾向とあっても、重度の人が減っているわけではないはずなので、重度の人に向けての支援、福祉サービスにもっと取り組んでほしい。

(知的障がいのある人の家族)

もし、目標値を確保できたとしてもそれで 終わりでなく、支援のたくさん要る人には必 要な支援が行き渡るよう今後も取り組んで いってもらいたい。

(知的障がいのある人の家族)

この計画は関係者等が必要とする資料としてはまとまっているが、福祉に関する手引書としては不向きであり、一般的には「福祉のしおり」のような案内物が必要。

(身体障がいのある人)